



沖縄生活保護基準引き下げ裁判 第1回弁論期日の傍聴の呼びかけ & 学習会のご案内



2013年8月に生活保護が引き下げられたことについて、全国で多くの方々が、「人間らしい生活ができない」と審査請求や裁判を提起しています。沖縄でも、昨年10月、9名の方が原告となり、人間らしい暮らしを求めて那覇地方裁判所に提訴しました。その第1回口頭弁論期日が、下記とおり行われます。多くの皆さんに傍聴にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

また、生存権裁判を支援する全国連絡会会長である井上英夫先生（金沢大学名誉教授）による学習講演会がありますので、ふるってご参加ください。

2015年3月24日（火）

1 第1回口頭弁論期日：14時～（1時間程度） 於：那覇地方裁判所（101号法廷）
※那覇地裁1階ロビー集合

2 生存権裁判学習会：18時30分～20時30分
於：教育福祉会館（那覇市古島1-14-6）

●弁護団による報告

●学習講演会

「生存権裁判の意義と生存権保障運動の現状（仮）」

講師 井上英夫先生（金沢大学名誉教授、生存権裁判を支援する全国連絡会会長）

●参加団体のリレートーク

●沖縄憲法25条を守るネットワーク（「沖縄25条の会」）設立の提案

＜生活保護引き下げ裁判（新生存権裁判）とは＞

2013年8月から生活扶助の基準が引き下げられ、ほぼすべての生活保護利用者に影響が出ています。これでは憲法25条で定める人間らしい生活ができないとして、全国で多くの保護利用者が裁判を提起しました。生活保護基準は、わたしたち国民の生活の最低限の基準となるもので、最低賃金や課税、医療保険や介護保険料などの減免、就学援助など幅広く影響が及ぶものです。裁判では、引き下げ処分が憲法25条や生活保護法に違反するとしてその取消しを求めています。

【主催】沖縄憲法25条を守るネットワーク準備会（沖縄生存権裁判を支援する会準備会）

裁判傍聴・学習会参加予定の方は、事前の人数把握のため、下記項目を記入してFAXにてお知らせください（なお、事前のFAXなしでも当日の傍聴・学習会の参加も可能です）

傍聴・参加確認書 （FAX送付先:098-951-0251）

1. 裁判傍聴（参加する・参加しない） 2. 学習会（参加する・参加しない）

お名前..... 所属.....

ご住所.....

TEL..... FAX.....

【申込み・問合せ先】那覇市おもろまち4-17-11 八重の森事ム所 司法書士 安里 長従
TEL：098-951-0250/FAX：098-951-0251